

## 法人税

経済学では法人企業はどう取り扱われるか？

生産者 生産関数+利潤最大化

利潤 経済学と会計学で概念が違う

経済学 収入-原材料費-労働への報酬-資本への報酬

会計学 収入-原材料費-労働への報酬

会計的利潤への課税=資本への課税

負債利子は法人税の課税所得から控除される

法人税=自己資本への課税

法人実在説と法人擬制説

経済学は擬制説をとる(企業の最終的な保有者は個人である株主)

利潤は最終的には株主のもの(配当, 株のキャピタルゲイン)

法人税は二重課税(法人税に加えて, 配当・キャピタルゲインに課税される)

二重課税の調整(個人企業との格差の是正)

シャープ勧告以前 実在説 調整なし

シャープ勧告 擬制説 個人段階で調整

配当控除 受取配当の10%の税額控除

支払配当軽減課税制度 配当分に軽減税率(1961-1988年)

完全な調整にはなっていない

### 減価償却

資産には耐用年数がある

資産の(市場)価値は、その資産から得られる将来の収益の割引現在価値

年数が経過するとともに資産の価値は減少する(減価償却)

企業の利益を適切にとらえるために、企業会計・税制では投資財の購入費用を費用とはせず、資産の減価償却分を費用として計上する  
減価償却の方法(耐用年数10年, 残存価額10%)

定額法の場合 購入価額の9%を毎年

定率法の場合 資産価額の $x\%$ を毎年  $(1-x)^{10}=90\%$

[Quiz: 定額法と定率法を選択できるとしたら、どちらを選ぶ?]

法定の減価償却はかならずしも経済的価値に基づくとは限らない

加速償却は企業の税負担を軽減する

### 法人税と投資

[資本をレンタルする場合]

収益率 $r$ で資産を運用する機会が他にある場合に、レンタル業者はいくらのレンタル価格をつけるか?

$pK$ 円で資本を購入すると、 $rpK$ 円の収益を得る必要

$\delta pK$ 円 資本の価値が減少

$(r+\delta)pK$ 円 レンタル収入を得る必要

資本のレンタル価格  $(r+\delta)p$

### 投資との関係

企業の利潤  $F(K) - (r+\delta)pK$

利潤最大化の1階の条件  $F_K = (r+\delta)p$

資本のユーザーコスト

[企業が資本を購入する場合]

企業のキャッシュフロー  $F(K) - I$   $I = dK/dt + \delta K$

レンタル業務と投資業務を同時におこなうと考えると、レンタルする場合と同様

法人税と投資(続き)

自己資本の部分  $(1-b)[(1-u)F(K) - (1-uz)pI]$

負債の部分  $b[F(K) - u(F(K) - ipK) - (1-uz)pI]$

$(1-u)F_K = [(1-b)r + b(1-u)i + \delta](1-uz)p$

(1)  $z = \delta / (\delta + (1-b)r + b(1-u)i)$ ならば,

$(1-u)(F_K - \delta p) = [(1-b)r + b(1-u)i]p$

$u$ の率だけ, 資本の純限界生産力が上昇しなければならない

(2) さらに $b=1$ ならば,

$F_K - \delta p = ip$

法人税の影響なし, 負債利子が課税所得から控除されるから

(3)  $z=1$ (即時償却)ならば

$F_K - \delta p = [(1-b)r + b(1-u)i]p$

キャッシュフロー税

法人税率の推移

1950年 35% → 1952年 42% -(減少傾向)→ 1966年 35%

-(増加傾向)→ 1984年 43.3% -(減少傾向)→ 30%

「わが国の法人税率は国際的水準に比べて高い」

なぜ外国の法人税率を気にするのか?

企業が外国へ逃げてしまう

国際間の資本移動がなければ, 個人企業と法人企業間での資本の配  
分が攪乱されることが問題

国際間の資本移動が完全であれば, 自国に投資した場合の税引き後  
収益率が外国に投資した場合の税引き後収益率に等しくなる

自国の法人税率の引き上げは, 自国への投資を減少させる

法人企業が外国へ逃げていなくても, 投資家が外国企業に投資す  
る

赤字法人の問題

全法人の2/3は赤字法人

(資本金1億円超では赤字法人は1/2)

法人住民税 所得割:17.3%

法人事業税 所得の9.6% (応益課税の性格をもつ)

法人事業税の外形標準課税

総務省案(2001年11月)

所得割3:付加価値割2:資本割1

付加価値額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益

資本等の金額=資本の金額又は出資金額+資本積立金額

資本金1,000万円未満の法人については,付加価値割額及び資本割額の合計額に変えて,定額年4.8万円(簡易外形税額)を選択できる